

(仮称) 静岡市市民参画推進条例素案要綱

第1章 総則

1 この条例の目的

この条例は、静岡市自治基本条例の目的と理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民自治によるまちづくりを推進することを目的とします。

2 用語の定義

この条例で使う用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 市民

市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(2) まちづくり

心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいいます。

(3) 市民参画

市政に関する施策（以下「施策」といいます。）に市民の意見を反映するため、施策の立案から実施及び評価の段階に至るまでの過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいいます。

(4) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長をいいます。

3 市民参画の基本理念

市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとします。

4 市民参画の基本原則

(1) 市民参画は、すべての市民を対象に行われるべきものとします。

(2) 市民参画は、市民と市が、情報を共有して行われるべきものとします。

(3) 市民参画は、市民と市が、対等の立場で互いの役割を理解しながら行われるべきものとします。

(4) 市民参画は、市政運営において、市民と市がそれぞれのもつ特性を活かし、適切な役割分担をもって行われるべきものとします。

(5) 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じ、相互に連携、協力して市民参画の前提となる土壌を構築することで行われるべきものとします。

5 市民の責務

- (1) 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心をもち、積極的に市政に参画するよう努めなければなりません。
- (2) 市民は、自らの発言と行動に責任をもち、総合的な視点に立って市政に参画しなければなりません。
- (3) 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、市民参画を推進するよう努めなければなりません。
- (4) 市民は、自主的に市民活動に関する理解を深め、その活動を通じて、市民参画の推進に努めなければなりません。

6 市の責務

- (1) 市は、市民が市政について考え、市政に参画できるよう、市政に関する情報を市民に対し積極的かつ分かりやすい形で提供しなければなりません。
- (2) 市は、市政について、市民が十分に理解できるよう、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければなりません。
- (3) 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければなりません。
- (4) 市は、広い市民の意向を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければなりません。
- (5) 市は、市民参画の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めなければなりません。
- (6) 市は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努めなければなりません。

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

7 市民参画手続の対象

- (1) 実施機関は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ8から11までに規定する市民参画の手続（以下「市民参画手続」といいます。）を実施しなければなりません。
 - ① 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
 - ② 市政及び各行政分野の方向性若しくは基本方針に関する事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画の策定若しくは変更を行うとき。
 - ③ 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更を行うとき。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与える事項を定める条例、規則等の制定改廃、計画の策定若しくは変更又は政策若しくは施策の決定を行うとき。
- (2) (1)にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合には、市民参画手続を実施しないことができます。
 - ① 緊急に決定する必要があるもの
 - ② 市税の賦課徴収やその他の金銭の徴収に関するもの（新たな税目の設定や市長が特に必要があると認めるものは除きます。）

- ③ 法令等に基づくもので、市の裁量の余地がないもの
 - ④ 実施機関の内部の事務処理に関するもの
 - ⑤ 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められているもの
 - ⑥ 軽微なもの
- (3) 実施機関は、(1)の①から④までに該当しない事項であっても、施策の推進上適当であると認めるものについては、市民参画手続を実施するよう努めるものとします。

8 市民参画手続の方法

実施機関は、概ね次に掲げる区分に応じ、別に定める方法により、市民参画手続を実施しなければなりません。

- ① [意見募集型] 広く市民より意見を募集する方式
- ② [対話型] 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行う方式
- ③ [会議・討議型] 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じ、一定の合意形成を目的とする方式

9 市民参画手続の実施原則

- (1) 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として8の①(意見募集型)の区分に該当する方法を実施するものとし、施策の内容に応じ他の方法を用いることが適当と認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができるものとします。
- (2) 実施機関は、市民が幅広く参画できることを原則として、施策の内容に応じて、効果的に市民意見が施策に反映できる市民参画手続の方法を複数併用するよう努めるものとします。

10 市民参画手続の実施時期

実施機関は、市民参画手続の実施に当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認める最も適切な時期に実施するものとします。

11 提出された意見等の取扱い

- (1) 実施機関は、市民参画手続の結果を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとします。
- (2) 実施機関は、(1)による市民の意見等に対する検討結果を速やかに公表するものとします。
(ただし、公表内容に静岡市情報公開条例による非公開情報を含むものは除きます。)

12 実施計画の策定及び公表

- (1) 実施機関は、市民参画手続を実施する場合は、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければなりません。
- (2) 市長は、(1)により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければなりません。

13 実施状況の公表

- (1) 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければなりません。
- (2) 市長は、(1) の各実施機関の実施状況を取りまとめ、静岡市市民自治推進審議会に報告をするとともに、これを公表しなければなりません。

第2節 市民参画手続を経ずに提出された市民の意見等の取扱い

14 市民が自発的に提出した意見等の市政への反映

実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する提案、意見、要望等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該提案、意見、要望等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討等を迅速に行い、必要な内容についての的確に市政に反映できる体制を確保しなければなりません。

第3節 市民意向の把握

15 市民意向の把握

実施機関は、市民参画手続及び 14 による市民意見等の把握によるもののほか、効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民意向を積極的に把握するよう努めるものとします。

第4節 市民参画手続等の前提としての実施機関の役割

16 行政需要への適切な対応

- (1) 実施機関は、市民参画手続の効果的な運用を推進するため、施策についての専門的かつ総合的な見地から、15 により得た情報を継続的に検討、分析することで、その結果を市政に効果的に反映するよう努めるものとします。
- (2) 実施機関は、市民参画手続を実施するまでにおいて、(1) や行政評価等を行うことで、市民参画手続の対象となる施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければなりません。

第3章 住民投票

17 住民投票の実施請求権を有する者

- (1) 静岡市自治基本条例第 26 条第 1 項の規定に基づく住民投票（以下「住民投票」といいます。）の実施を請求することができる者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者として、
 - ① 年齢 20 歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他

の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 箇月以上静岡市の住民基本台帳に記録されているもの

- ② 年齢 20 歳以上の永住外国人で、静岡市に引き続き 3 箇月以上住所を有する者（外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、同項の登録日（同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から 3 箇月経過した者）

(2) (1) の②の永住外国人とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

18 住民投票の請求に関する処置等

17 に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法の直接請求による条例の制定に関する規定の例によります。

第 4 章 静岡市市民自治推進審議会

19 静岡市市民自治推進審議会の役割

静岡市市民自治推進審議会は、13 の（2）の報告があった場合及び市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができます。

第 5 章 雑 則

20 委任

この条例に定めるもののほか、市民参画に関し必要な事項は、別に規則で定めるものとします。

(仮称) 静岡市市民参画推進条例素案要綱 8 に基づき、別に定める市民参画手続の方法の例

1 意見募集型 (広く市民より意見を募集する方式)

● 市民意見提出手続

市政に関する施策(以下「施策」といいます。)を決定するに当たり、実施機関がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見を求める一連の手続をいいます。

2 対話型 (集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行う方式)

● 意見交換会

施策について、実施機関が、その趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市及び市民同士の自由な意見交換を通じて、複数の市民の意見等の聴取を目的とする集まりをいいます。

3 会議・討議型 (会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じ、一定の合意形成を目的とする方式)

● 市民ワークショップ

施策について、市民と市及び市民同士が多様な共同作業の形態を活用した自由な議論を通じて、一定の合意形成を図ることを目的とする集まりをいいます。

● 審議会等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市の政策立案、施策運営等について審議、提言等を行うために要綱等により設置する懇話会等をいいます。